

所得税などの申告準備はできていますか？

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告と平成29年度市県民税の申告相談・受付が、2月16日(木)から始まります。

申告期間中、草津税務署のほか、市の会場で申告相談・受付を行います。なお、所得税および復興特別所得税の還付申告は、2月15日(水)以前でも税務署で受け付けています。

所得税・復興特別所得税の確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

■給与所得者の確定申告

給与所得者は、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されていますが、確定申告が必要な場合や、申告すると源泉徴収された税金が還付される場合があります。

●申告をしなければならない人

- ①平成28年分の給与収入金額が2000万円を超える人
- ②給与を1カ所から受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

③給与を2か所以上から受けている人など

●申告をすれば税金が還付される人

- ①平成28年中に一定の要件で住宅を取得、入居し、住宅ローンのある人
- ②平成28年中に多額の医療費を支払ったため、医療費控除を受ける人

③災害、盗難に遭ったため、雑損控除を受ける人

④年の途中で退職し、年末調整を受けていない人など

■事業、不動産、譲渡、雑所得などがある人の確定申告

事業（営業等・農業）、不動産、譲渡、雑所得などがある人で、平成28年中の所得の合計金額が所得控除の合計額を超えている人は、確定申告が必要です。

市県民税の申告

●申告が必要な人

- ①平成29年1月1日現在、本市に住所を有する人で平成28年中に所得があった人
- ②国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者は、所得がなくても申告が必要です。
- ③各種福祉サービスを受ける人や所得証明書が必要な人は、所得がなくても申告が必要な場合があります。

●申告をしなくてもよい人

- ①確定申告をする人
- ②平成28年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出があった人

税の申告納税はお早めに！
2月16日(木)～3月15日(水)



公的年金等を受給している人の申告

平成23年分の申告から、次の①②の両方に該当する人は、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要になりましたが、市県民税の申告が必要な場合があります。 ※所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出してください。

①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている人は確定申告が必要です。

その他の注意事項

ふるさと納税ワンストップ特例

寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例)の制度を利用される場合は確定申告が不要で寄付金控除を受けることができます。 対象：平成28年中にふるさと納税をした人で、確定申告の義務がなく、当該ふるさと納税による寄附金以外に申告するものがない給与所得者、年金所得者 控除を受けるには： 寄附先の市町村へ、寄附金税額

控除に係る申告特例申請書を平成29年1月10日までに提出

※6か月以上に寄附をされた場合はワンストップ特例制度が利用できず、確定申告が必要です。

※申告特例申請書を提出していても、確定申告を行うこととなった場合、ふるさと納税についても確定申告書への記載が必要です。

確定申告書に記載するマイナンバー(個人番号)

確定申告の手続きには、マイナンバーの記載、本人確認書類およびマイナンバー確認書類の写しの添付が必要となります。

①本人が申告する場合(a、bの写しの添付が必要です)

a)番号確認書類(個人番号カード、通知カードなど)

b)本人確認書類(個人番号カード、運転免許証など)

②代理人が申告する場合(aの提出または提示、b、cの写しの添付が必要です)

a)代理権確認書類(委任状、本人の個人番号カード、本人の健康保険証など)

b)代理人の本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど)

c)本人の番号確認書類(個人番号カード、通知カードなど)

申告会場

草津税務署での申告

期間：2月16日(木)～3月15日(水)の月々金曜日

※還付申告は、申告期間前でも受け付けています。

※草津税務署の駐車場は2月1日から3月15日までご利用いただけません。公共機関などをご利用ください。

※草津税務署の相談会場は、多数の来場者があった場合、時間内でも終了する場合があります。

市の申告相談会場での申告

市では、各会場を巡回し、申告相談を受け付けます。日程は8ページの表をご覧ください。

※市役所税務課窓口では相談受付は行いませんのでご注意ください。

※土地や株式の譲渡所得、事業所得、不動産所得などがある人(公的年金等の受給者で、確定申告が不要になる人は除く)、また住宅借入金等特別控除を受ける1年目の確定申告は、草津税務署で申告してください。

申告に必要なもの

●印鑑(認印)

●マイナンバー(個人番号)の分かる書類(個人番号カード、通知カードなど)

●顔写真付き本人確認書類(運転免許証など)

●源泉徴収票(給与所得や年金所得のある人。コピー不可。)

●収支内訳書や青色申告決算書(事業所得や不動産所得がある人)

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など

●生命保険料、地震保険料などの支払額の証明書

●医療費の明細書と領収書、保険などで補填された金額の分かるもの(医療費控除を受ける人。あらかじめ、医療費の合計額を計算し、明細書を作成してください。)

●家屋(土地)の登記事項証明書

●売買(請負)契約書の写し、住民票、借入金の年末残高証明書(住宅借入金等特別控除を受ける人)

●還付先の口座が分かるもの(所得税および復興特別所得税が還付になる人。本人名義に限る。)

※市役所正面駐車場の工事に伴い、駐車場の北側半分が利用できません。市役所前旧中央公民館跡地仮設駐車場、または、南側栗東第1駐車場をご利用ください。平日は交通整理員を配置していますが、道路横断時は十分安全を確認し、ご来庁ください。



◎税理士による無料相談

※譲渡所得のある人は利用できません。
 岡草津税務署 ☎562-1315

開設日	受付時間	開設場所
2月22日(水)	9:30 ~ 12:00	栗東市商工会館 (JR手原駅前、栗東市手原三丁目 1-25)
	13:00 ~ 15:30	

◎便利な国税庁ホームページをご利用ください (<http://www.nta.go.jp>)

- 「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に申告書が作成できます。
- 確定申告書などの用紙がダウンロードできます。
- 所得税および復興特別所得税や申告手続きなどについてのQ&Aがご覧いただけます。

◎市の申告相談日程 受付時間 9時～15時

月 日	申告会場	受付対象自治会
2月16日(木)	コミセン大宝東 (ウイングプラザ3階)	蜂屋・野尻・リソシエ栗東グランディス・グレーシィ栗東エクサーブ・ジオコート栗東・ルネスピース栗東ステーションスクエア・縹東・縹南・ウイングビュー・リーデンススクエア・ネバーランド・エスリード栗東
2月17日(金)		縹(北出・南出・花園・七里・成和・南橋)・大宝団地・グレーシィ栗東(オーブ・ビステージ・セレージュ・デュオ)・サーパス栗東駅前・エスリード栗東第2・エスリード栗東駅前パークレジデンス・西浦・円田団地・苅原・市川原・笠川
2月20日(月)	市役所 (2階)	下戸山・下戸山親交・下戸山グリーンハイツ・リバティーヒル下戸山・きららの杜・上鉤・上鉤住宅
2月21日(火)		川辺・川辺住宅・川辺県営住宅・灰塚・平葉・川辺グリーンタウン
2月22日(水)	コミセン金勝 (2階)	山入・辻越・蔵町・中村・トレセン
2月23日(木)		上向・下向・川南・中浮気団地・東坂・観音寺
2月24日(金)		美之郷・浅柄野・雨丸・ルモンタウン・片山・走井・成谷・井上
2月27日(月)	市役所(2階)	手原・手原団地・大橋・大橋住宅
2月28日(火)	コミセン治田(2階)	岡・目川・目川住宅・坊袋・旭町・新屋敷・小柿四区
3月1日(水)	コミセン治田西 (1階)	小柿(一区・二区・三区)・日の出町・中沢・中沢グローバル・中沢団地
3月2日(木)		下鉤(甲・乙・糠田井)・湖南平・北浦団地
3月3日(金)	コミセン治田東 (1階)	安養寺(東・西・南区・北区・団地・一区・レークヒル)・赤坂・日吉が丘
3月6日(月)	コミセン葉山 (2階)	辻・小坂・今土・葉山団地
3月7日(火)		宅屋・中・出庭・清水ヶ丘
3月8日(水)	コミセン葉山東 (2階)	伊勢落・六地蔵・六地蔵団地
3月9日(木)		林・小野・小野南・北尾団地・栗東ニューハイツ
3月10日(金)		霊仙寺・霊仙寺住宅・海老川・北中小路
3月13日(月)	コミセン大宝西 (1階)	小平井(一区・二区・三区・四区・五区・香鳥)・十里・明日香・美里
3月14日(火)	市役所 (2階)	栗東市全域
3月15日(水)		

※市役所税務課窓口では、相談受付は行いません。

※自治会により割り振りをしていますが、指定の日に都合が悪いときは、他会場へお越してください。

※市の申告会場では、確定申告書の控えに受付印を押すことはできません。受付印の押印を希望する人は、税務署へ直接提出してください。

※市の会場で確定申告をする場合、申告の手引きなどで「添付または提示」とされている証明書、領収書などは申告書に添付していただきます。

岡税務課 市民税係 ☎551-0106 FAX 551-2010

高齢者虐待のない地域に



■高齢者虐待が発生する要因は？

介護をしている人の心身の疲労、相談者がいないことによる孤立感などさまざまな要因があります。

介護をしている人が一生懸命になるあまり、怒鳴ったり、手を上げてしまうことも少なくありません。要因を探り、虐待されている人だけでなく、虐待をしている人も支援することが必要です。

■私たちにできること

◆地域の「気づき」や「見守り」

が虐待防止につながります。近所で昼間でも雨戸が閉まっている、夜になっても電気がつかない家がある、以前と比べて元気が無い高齢者がいるなど気になる人には声をかけをお願いします。

困っている高齢者や介護をしている人がいれば地域包括支援センターなどへの相談を勧めましょう。

高齢者や介護をしている人を孤立させない、孤独にしない地域づくりが大切です。日頃から地域であいさつを交わしたり、悩みを言える仲間をつくるなど、普段の様子を知っておくことで、いつもと様子が違うことに早めに気がつく

ことができます。

◆認知症への理解を深めよう。

高齢者虐待を受ける人の中で、認知症の人の割合が高いことが問題になっています。周囲の人も正しく認知症のことを理解することが虐待の防止につながります。

市では、認知症サポーター養成講座を実施しています。ぜひご利用ください。

■虐待かも？と思ったら、すぐに連絡を！

「これは虐待かも？」と思ったら、地域包括支援センターに連絡してください。この時に虐待であるという証拠は必要ありません。

虐待のおそれがあると思った時点でお知らせください。連絡者の情報が相手に伝わることはありません。地域の皆さんの力で、虐待の深刻化を防ぎましょう。

圃栗東中学校区・西中学校区の居住者：栗東市地域包括支援センター

(市役所1階 長寿福祉課)
☎551-02805 (直通)

葉山中学校区の居住者：

葉山地域包括支援センター
(淡海荘内) ☎552-52880

りっとうの 商工振興

おもいぬぐるりっとうマーケティング 「りっとういいな！ぬぐるプロジェクト」

■「りっとういいな！ぬぐるプロジェクト」とは

市民や市内の中小企業者、工場、学校、病院などの大企業者や公共機関なども含め、域内（市内）での調達率を高めることで、地域経済の好循環を創出し、住み続けたくなるまちを実現するための「域内調達拡大運動」をいいます。

■りっとうで買いましょう

市では、消耗品や備品などの購入にあたり、域内（市内）での調達に努めるとともに、企業訪問により、域内（市内）での資材調達などに向け、働きかけをします。域内（市内）での買い物促進にご協力ください。

※「域内」とは本市を中心とみたときに、おおむね草津市、守山市、野洲市、湖南市などの周辺自治体を一定の商圏域として定義しています。

圃商工観光課 商工振興係

☎551-0236 FAX 551-0148

<域内調達拡大運動>

域内調達の推進

域内（市内）での資材調達や市内での買い物に努める

中小企業者などの売上向上

経営基盤の強化、人と人のつながり向上、雇用の促進

市の財政基盤の強化 市民サービスの向上

地域経済の活性化による、財政基盤の改善や安定、市民サービスの向上

住み続けたくなるまちへ

買物環境や市民サービスの向上
地域への誇りや愛着の醸成

図書館活用術

便利なサービスであなたも
図書館の達人に！



問…図書館

☎ 553-5700 FAX 554-0792

西図書館

☎ 554-2401 FAX 554-2501

一人10冊3週間借りられます。

貸出カードは両館共通、冊数は2館の合計です。

- ・栗東市立図書館（本館・小野）
- ・栗東西図書館（西館・糺 栗東駅前ウイングプラザ2階）

予約・リクエストしてみよう！

お探しの本が貸出中の時は予約できます。本館と西館間の取寄せもOKです。栗東図書館にない本は、新たに購入したり、他の図書館から取寄せをします。

検索端末・ホームページが便利！

蔵書検索のほか、貸出中の本への予約入力、利用中の本の貸出期間延長もできます。予約や期間延長用のパスワード発行は、図書館カウンターでお申し出ください。

レファレンス（調査相談）って何？

調べ物や資料探しを、司書がお手伝いするサービスです。気軽にご相談ください。

過去の新聞・雑誌もある！

新聞や雑誌も一定期間保存、新聞縮刷版（全国版）もあり、調べ物に活用できます。

カラーコピーもできる！

図書館の資料を著作権法の範囲でコピーできます。カラー1枚50円（A3は80円）／白黒1枚10円

おはなしタイム・おはなし会（定期実施）

絵本の読み聞かせなどを行っています。日程は、お知らせ版8ページをご覧ください。

活字が読みにくい人に

市販のCDブック（本館のみ）や、大活字本があります。視覚障がいなどで文字による読書が困難な人には、録音図書などを郵送・宅配します。

リサイクル本コーナー（本館）

図書館での役目を終えた本を、無料で差し上げる棚を常設しています。

特殊詐欺に注意しましょう

～教えないで！電子マネーギフト券の番号～

- 電子マネーギフト券で支払って
- ギフト券の番号（写真）を送って

は、すべて詐欺ですので注意してください。

「特殊詐欺」最近の手口

- 有料サイト（アダルトなど）の登録料が未納です。
- 会員登録されました。

など架空のことを告知して、その料金や手数料、解約料、退会料などを請求し、支払わなければ「裁判になる」などと言い、心理的圧迫をかけてきます。

慌てて連絡先に電話すると、相手から

- 退会するには、ギフトカードを購入して、その番号を送ってください。

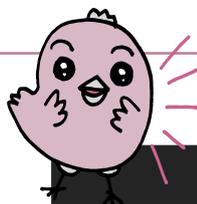


などと言われ、コンビニエンスストアでプリペイドカード式の電子マネーを購入させられ、番号を電話やメールで知らせるように要求する手口です。

犯人は、「保険がきくから返金される」「今なら半額で済む」「弁護士費用が必要」などと言葉巧みにあなたの財産を狙います。

不審な電話、メールには料金を支払わず、まず警察や市役所に相談してください。

問草津警察署 ☎ 563-0110 FAX 563-0116・危機管理課 ☎ 551-0109 FAX 551-0149



子育て情報

～入園前の身支度の自立を応援～

春に控える新入園。お子さんのこれからの成長が楽しみでありながら、初めての集団生活に不安な部分も出てきます。特に着替えや持ち物の準備などの身支度は、これまでのように「大人と一緒に」取組む段階から「自分一人で」取組むことを求められます。

立ったり、歩いたりすることのように、子ども自らがやりたがって自然にできることではないため、少しずつ練習する必要があります。とはいえ、気まぐれな幼少期の子どもさん。なかなか上手いきません。着替えの初めは、着やすく、脱ぎやすい服を用意して、自分でもできそうな気持ちになるようにサポートしましょう。それでも自分でできなくて拒否されてしまう時には「どこが難しいのかな」とまずは観察し、周囲が最小限の手伝いをしてあげましょう。

最後は「自分でできた」で終われると、次の意欲や自信につながります。逆に、少しでも手伝うと怒ってしまう時は「手は出してほしくないが、注目はしてほしい」気持ちが強い場合が多いです。「見てるからやっごらん。手伝ってほしい時は言ってね」と声かけをしながら、ゆったりと見守りましょう。

「やって」「やりたくない」と言うようになったら、興味が湧くような声かけを探してみてください。例えば「10数える間に服が着られるかな?」「かっこいいマントに変身しよう!」など、楽しんで取り組める方法を見つけてもらえたらと思います。

ポイントは、自分からやりたい気持ちを引き出し、たくさんほめながら、小さな「できた」を認めてあげることです。特別に急ぐ時には仕方ありませんが、親御さんは「早く」を求めすぎず、「気長」に見守りましょう。



園健康増進課 母子保健係

☎ 554-6100 📠 554-6101

～食べ物を捨てるのはもったいない～

まだ食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）は、1年間で632万トン（農林水産省および環境省「平成25年度推計」）にも上ります。これは世界全体の食料援助量の約2倍になります。

家庭から出る生ごみのうち約3割はまだ食べられるのに廃棄されているといわれています。賞味期限・消費期限の近いものや傷みやすいものは確認し、積極的に活用しましょう。

また、飲食店などからの生ごみのうち約6割は食べ残した料理です。注文の際は適量を注文し料理を楽しみ、「もったいない精神」に心がけ、可能な場合は、食べ残しは持ち帰るなど食品ロスを削減しましょう。

園環境政策課 生活環境係

☎ 551-0341 📠 554-1123

国保加入者の整骨院や接骨院のかかり方

■被保険者証の使用は限定されています

国民健康保険の加入者は、整骨院や接骨院（柔道整復師）での施術（治療）に被保険者証を使える場合が限定されています。

■保険証が使える場合…急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼〔応急処置を除く骨折・脱臼は医師の同意が必要です〕

■施術をうけるときの注意

1. 負傷原因を正確に伝えましょう。

※交通事故で負傷の場合は、保険年金課に届出をしてください。

2. 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。

3. 療養費支給申請書への署名（サイン）はご自身が記入してください。

4. 領収証は必ずもらいましょう。

※市から送付する医療費通知で金額・日数の確認をしてください。

また、領収証は医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。

■施術日や施術内容について、市からお尋ねすることがあります。ご協力をお願いします。

園保険年金課 国民健康保険係

☎ 551-1807 📠 553-0250